

新様式

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()			
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()			
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()			
	残存物品	☐ 有	フロン類使用機器 ☐ 業務用エアコン、冷凍冷蔵庫 ☐ 家庭用エアコン、冷凍冷蔵庫	☐ フロン排出抑制法に基づく適正処理の実施 ☐ 家電リサイクル法に基づく適正処理の実施	
		☐ 無	その他()		
	石綿	☐ 有	特定建設資材への付着物 ☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) ☐ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施	
		☐ 無	その他 ☐ 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) ☐ 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) ☐ 非飛散性石綿(スレートボード等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)	
その他付着物・有害物質等	☐ 有				
	☐ 無				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容		分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()			
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()			
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)	
		□コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	
		□建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。